

(内閣府、総務省及び財務省所管)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税(所得税及び法人税の収入額のそれぞれ 100 分の 33.1 に相当する額、酒税の収入額の 100 分の 50 に相当する額、消費税の収入額の 100 分の 19.5 に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額)及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号の規定により設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 千円)

歳 入	歳 出
一般会計より受入	地方交付税交付金
19,659,063,410	19,934,618,117
財政投融资特別会計より受入	地方特例交付金
30,000,000	1,133,234,252
東日本大震災復興特別会計より受入	交通安全対策特別交付金
56,973,678	39,182,014
地方法人税	地方譲与税譲与金
2,174,765,137	3,096,245,938
地方揮発油税	事務取扱費
219,000,860	264,361
森林環境税	諸支出金
37,844,493	200,826
石油ガス税	国債整理基金特別会計へ繰入
4,220,422	29,017,236,124
特別法人事業税	予備費
2,512,961,502	—
自動車重量税	計
299,181,657	53,220,981,633
航空機燃料税	
14,548,113	
特別とん税	
11,102,512	
地方法人特別税	
2,734,113	
借入金	
28,175,768,408	
雑収入	
2,607,404	
前年度剰余金受入	
1,184,863,538	
東日本大震災復興前年度剰余金受入	
48,491,684	
計	
54,434,126,935	

翌年度の歳入に繰り入れる額	1,213,145,302
---------------	---------------

(歳 入)

令和 6 年度における歳入予算額は 54,847,500,520 千円

であって、その内訳は

当初予算額 52,573,709,171 千円

予算補正追加額 2,473,791,349 千円

予算補正修正減少額 200,000,000 千円

であり、予算補正追加額は、法第 24 条の規定による地方交付税交付金の財源に充てるための一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、法附則第 10 条の規定による地方交付税交付金の財源に充てるための財政投融资特別会計投資勘定からの受入見込額を修正減少したものである。

この予算額に対し
 収納済歳入額は 54,434,126,935 千円
 であって、差引き 413,373,584 千円
 の減少となった。これは前年度において法第 26 条第 1 項の規定による一時借入金の借換えが予定より少なかったこと等により、前年度剰余金受入が少なかったこと等のためである。
 本年度における収納済歳入額等を項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納 済歳入額との差	歳入予算額に 対する収納済 歳入額の割合 (%)
一般会計より受入	19,668,481,565	19,659,063,410	△ 9,418,154	99
財政投融资特別会計より受入	30,000,000	30,000,000	—	100
東日本大震災復興特別会計より受入	56,973,678	56,973,678	—	100
地方法人税	2,105,900,000	2,174,765,137	68,865,137	103
地方揮発油税	215,900,000	219,000,860	3,100,860	101
森林環境税	43,400,000	37,844,493	△ 5,555,506	87
石油ガス税	4,000,000	4,220,422	220,422	105
特別法人事業税	2,519,100,000	2,512,961,502	△ 6,138,497	99
自動車重量税	304,500,000	299,181,657	△ 5,318,342	98
航空機燃料税	14,200,000	14,548,113	348,113	102
特別とん税	11,300,000	11,102,512	△ 197,487	98
地方法人特別税	—	2,734,113	2,734,113	—
借入金	28,112,295,408	28,175,768,408	63,473,000	100
雑収	1,958	2,607,404	2,605,446	133,166
前年度剰余金受入	1,757,304,382	1,184,863,538	△ 572,440,843	67
東日本大震災復興前年度剰余金受入	4,143,529	48,491,684	44,348,155	1,170
計	54,847,500,520	54,434,126,935	△ 413,373,584	99

(歳 出)

令和 6 年度における歳出予算現額は 54,656,405,543 千円
 であって、その内訳は
 歳出予算額 54,129,038,560 千円
 { 当初予算額 51,867,147,211 千円 }
 { 予算補正追加額 2,261,891,349 千円 }
 前年度繰越額 527,366,983 千円

であり、予算補正追加額は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の一環として、新たな地方創生施策を推進するため行う地方交付税交付金の財源の増加額に相当する額の「地方交付税法」(昭 25 法 211)に基づく地方交付税交付金の地方団体への交付に必要な経費等を補正追加したものである。

この予算現額に対し
 支出済歳出額は 53,220,981,633 千円
 翌年度繰越額は 711,414,944 千円
 不用額は 724,008,965 千円

であって、翌年度繰越額は、法第 27 条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、借入金の償還及び一時借入金利子の支払が予定を下回ったこと等により、国債整理基金特別会計へ

繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金	20,118,666,078	20,646,033,061	19,934,618,117	711,414,944	—	96
地方特例交付金	1,133,234,252	1,133,234,252	1,133,234,252	—	—	100
交通安全対策特別交付金	48,680,148	48,680,148	39,182,014	—	9,498,134	80
地方譲与税譲与金	3,115,200,000	3,115,200,000	3,096,245,938	—	18,954,061	99
事務取扱費	265,730	265,730	264,361	—	1,368	99
諸支出金	283,246	283,246	200,826	—	82,419	70
国債整理基金特別会計へ繰入	29,710,179,106	29,710,179,106	29,017,236,124	—	692,942,981	97
予 備 費	2,530,000	2,530,000	—	—	2,530,000	—
計	54,129,038,560	54,656,405,543	53,220,981,633	711,414,944	724,008,965	97

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

(1) 地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補填することを目途として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別な財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和6年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	普通交付税	構成率 (%)	特別交付税	構成率 (%)	震災復興特別交付税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
道府県分	9,783,724,879	52.6	249,277,499	19.7	34,036,532	45.4	10,067,038,910	50.5
市町村分	8,816,227,032	47.3	1,010,425,030	80.2	40,927,145	54.5	9,867,579,207	49.4
計	18,599,951,911	100.0	1,259,702,529	100.0	74,963,677	100.0	19,934,618,117	100.0
(構成率)	(93.3%)		(6.3%)		(0.3%)		(100.0%)	
(令和5年度計)	17,803,040,599		1,132,216,012		71,699,043		19,006,955,654	
(令和4年度計)	17,437,633,345		1,113,143,443		80,192,242		18,630,969,030	

(注) (構成率)欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和6年度における普通交付税の交付団体は46道府県、1,643市町村(750市893町村)、不交付団体は1都75市町村(42市33町村)であり、交付団体の全地方団体に占める割合は95.6%である。

(2) 地方特例交付金

地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金として個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、定額減税減収補填特例交付金として個人住民税における定額減税による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税減収補填特別交付金として固定資産税の減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付するものである。

令和6年度における地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	住宅借入金等特別税額控除減収補填特別交付金	構成率 (%)	定額減税減収補填特別交付金	構成率 (%)	固定資産税減収補填特別交付金	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	70,516,318	35.7	328,563,800	35.5	99,906	0.8	399,180,024	35.2
市町村分	126,883,682	64.2	594,836,200	64.4	12,334,346	99.1	734,054,228	64.7
計	197,400,000	100.0	923,400,000	100.0	12,434,252	100.0	1,133,234,252	100.0
(構成率)	(17.4%)		(81.4%)		(1.0%)		(100.0%)	
(令和5年度計)	204,500,000		—		12,400,000		216,900,000	
(令和4年度計)	217,200,000		—		5,506,721		222,706,721	

(注) (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した住宅借入金等特別税額控除減収補填特別交付金、定額減税減収補填特別交付金及び固定資産税減収補填特別交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

(3) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和6年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区 分	交通安全対策特別交付金 (千円)	構 成 率 (%)
都 道 府 県 分	22,580,948	57.6
市 町 村 分	16,601,066	42.3
計	39,182,014	100.0
(令 和 5 年 度 計)	41,097,610	
(令 和 4 年 度 計)	45,803,502	

また、令和6年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は47都道府県、1,466市町村(812市(特別区を含む。)654町村)、不交付団体は3市272町村であり、交付団体の全団体に占める割合は84.6%である。

(4) 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の7種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の2分の1に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の1,000分の431に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の13分の4に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収される特別法人事業税(令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金(特別法人事業譲与税譲与金)としてこの会計から都道府県に譲与される。なお、森林環境譲与税については、国税として徴収される森

林環境税の収入額に相当する額が譲与されるが、課税が令和6年度から開始されており、令和2年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む。)から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされている。

地方揮発油譲与税は、一般国道等の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、9月及び3月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道等の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。特別法人事業譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口にあん分して5月、8月、11月及び2月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した自家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。航空機燃料譲与税は、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における延べ重量及び旅客数、指定騒音地区の世帯数にあん分して9月及び3月に譲与される。なお、従来の譲与基準であった着陸料収入額に代えて、令和6年度より延べ重量及び旅客数を用いることとなり、5年間の激変緩和措置を講じている。特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額が9月及び3月に譲与される。

令和6年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	地方揮発油 譲与税	構成率 (%)	森林環境譲 与税	構成率 (%)	石油ガス譲 与税	構成率 (%)	特別法人事 業譲与税	構成率 (%)
都道府県分	114,631,688	52.3	6,289,098	10.0	3,670,335	85.9	2,486,952,417	100.0
市 町 村 分	104,139,096	47.6	56,601,856	89.9	599,896	14.0	—	—
計	218,770,784	100.0	62,890,954	100.0	4,270,231	100.0	2,486,952,417	100.0
(構成率)	(7.0%)		(2.0%)		(0.1%)		(80.3%)	
(令和5年度計)	222,317,206		50,000,000		4,517,927		2,174,384,759	
(令和4年度計)	221,350,333		50,000,000		4,697,337		2,165,897,829	

(単位 千円)

区 分	自動車重量 譲与税	構成率 (%)	航空機燃料 譲与税	構成率 (%)	特別とん譲 与税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	16,581,614	5.5	2,909,025	19.9	—	—	2,631,034,177	84.9
市 町 村 分	281,196,753	94.4	11,636,132	80.0	11,038,028	100.0	465,211,761	15.0
計	297,778,367	100.0	14,545,157	100.0	11,038,028	100.0	3,096,245,938	100.0
(構成率)	(9.6%)		(0.4%)		(0.3%)		(100.0%)	
(令和5年度計)	298,098,628		14,292,725		11,544,264		2,775,155,509	
(令和4年度計)	294,679,393		13,458,230		12,027,989		2,762,111,111	

(注) 1 指定市分は、市町村分を含む。

2 (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和6年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

(イ) 地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ロ) 森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ハ) 石油ガス譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全指定市である。

- (ニ) 特別法人事業譲与税の譲与団体は、全都道府県である。
- (ホ) 自動車重量譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ヘ) 航空機燃料譲与税の譲与団体数は、161 団体(37 都道府県 80 市(特別区を含む。))44 町村)である(3 月期)。
- (ト) 特別とん譲与税の譲与団体数は、178 団体(157 市(都を含む。))21 町村)である(3 月期)。